

2026年1月6日
株式交換に関する事後開示書面

東京都豊島区池袋二丁目43番1号
株式会社くすりの窓口
代表取締役 堤 幸治

東京都港区芝浦四丁目16番25号
株式会社メディ・ウェブ
代表取締役 滝澤 直紀

株式会社くすりの窓口（以下「くすりの窓口」といいます）及び株式会社メディ・ウェブ（以下「メディ・ウェブ」といいます）は、2025年12月5日に両社間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます）に基づき、2025年1月1日を効力発生日として、くすりの窓口を株式交換完全親会社、メディ・ウェブを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日

2026年1月1日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による各手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

（1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（株式交換差止請求）

会社法第784条の2の規定に基づく請求を行ったメディ・ウェブの株主はおりませんでした。

（2）会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

会社法第785条の規定に基づく請求を行ったメディ・ウェブの株主はおりませんでした。

（3）会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

メディ・ウェブは、本株式交換前において新株予約権を発行しておらず、該当事項はありません。

（4）会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の異議）

本株式交換について異議を述べることができる債権者は存在しませんので、該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による各手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）

（1）会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過（株式交換差止請求）

本株式交換は、会社法第796条第2項の簡易株式交換に該当するため、会社法第796条の2の適用はありません。

（2）会社法第797条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本株式交換は、会社法第796条第2項の簡易株式交換に該当するため、会社法第797条の適用はありません。

（3）会社法第799条の規定による手続の経過（債権者の異議）

本株式交換について異議を述べることができる債権者は存在しませんので、該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第4号）

本件株式交換により、くすりの窓口が取得したメディ・ウェブの株式の数は、普通株式11,167株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

（1）くすりの窓口は、会社法第796条第2項の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したくすりの窓口の株主はおりませんでした。

（2）メディ・ウェブは、会社法第783条第1項の規定により、2025年12月12日開催の株主総会の決議によって本株式交換契約の承認を得ております。

（3）くすりの窓口は、本株式交換に際して、本株式交換によりくすりの窓口がメディ・ウェブの発行済株式の全部を取得する時点の直前時のメディ・ウェブの株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する普通株式1株につきくすりの窓口の普通株式21,546株の割合をもって割当交付いたしました。くすりの窓口が割当交付した普通株式の合計は240,604株です。

（4）本株式交換により増加したくすりの窓口の資本金及び準備金は以下のとおりです。

①資本金：0円

②資本準備金：会社計算規則第39条の定めに従い増加することが必要とされる最低額

③利益準備金：0円

以上